

第2節 基本方針Ⅱ 自立した生活を送ることができる環境の整備

施策の方向性

高齢者がそれぞれの健康状態を維持し、今後も自立した生活を営むことができるように、自らが介護予防や健康づくりに取り組むとともに、地域のつながりを維持し、生きがいをもって自分らしい生活を送ることができるような環境づくりが重要になっています。

このようなことから、高齢者一人ひとりが、身近な地域で心身や生活の状況に合わせた介護予防や健康づくりに取り組むことができるよう、地域のボランティア等と連携しながら多様な機会・場所を確保し、住民主体の介護予防活動の取組を支援します。また、介護支援専門員等や、運動指導・リハビリテーション等の専門職と連携し、高齢者の自立支援に向けた取組を進めます。

さらに、高齢者が人と関わり、持てる力を発揮し、喜びと張り合いのある健康的な生活習慣を維持しながら、いつまでも安心していきいきと暮らすことができるよう、活動の場・機会を提供し、高齢者の主体的な社会参加の促進や、あらゆる主体が互いに連携したまちづくりを進めるとともに、安心・安全な生活環境の整備を進めます。

基本施策4 介護予防・健康づくりによる自立の推進

施策の目標 ・高齢者が主体的に身近な場所で介護予防と健康づくりに取り組む環境を整えます

個別施策

- (1) 介護予防の普及・啓発
- (2) 地域の主体的な介護予防活動の支援
- (3) 地域リハビリテーションの推進
- (4) 高齢期の健康づくり・疾病予防の推進

〔 成果指標 〕

指標		目標値	現状値
指標7	介護予防事業の参加者数	7,487人超(のべ) [平成32年度]	7,487人(のべ) [平成28年度]
指標8	新規の要介護2以下の認定者数の割合(高齢者数比)	2.9%未満 [平成32年度]	2.9% [平成28年度]

< 主な取組 >

基本施策 4	個別施策(1) 介護予防の普及・啓発	
	ア	介護予防の普及・啓発
	イ	介護予防教室
	ウ	介護予防体操の普及

取組の内容

ア 介護予防の普及・啓発

高齢者の運動・生活機能の維持・向上につながる介護予防の普及・啓発のため、地域の要望に応じた健康教育・健康相談等を実施します。

また、関係機関や団体、研究機関、介護予防に取り組む事業者と連携し、講演会など様々な機会を通じて最新の介護予防研究情報等を広く市民に提供します。

【健康教育の開催回数と参加者数】 ※平成28年度以降は下記ウを含む

区 分	実 績		見 込	計 画			
	平成27年度	平成28年度		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
開催回数	86回	106回	60回	60回	60回	60回	60回
参加者数(のべ)	1,542人	2,128人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人

イ 介護予防教室

高齢者が自立した生活をするができるように、介護予防教室の効果的なあり方を研究しながら、継続して実施します。

【介護予防教室の開催回数と参加者数】

区 分	実 績		見 込	計 画			
	平成27年度	平成28年度		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
開催回数	128回	488回	518回	518回	518回	518回	518回
参加者数(のべ)	2,591人	7,487人	12,240人	12,390人	12,390人	12,390人	12,390人

ウ 介護予防体操の普及

高齢者自らが自宅や地域の集まりの場で、楽しみながら気軽に介護予防に取り組めるご当地体操として制作した「はこだて賛歌de若返り体操」の普及に努めるとともに、その体操を指導する体操アドバイザーの派遣を行います。

【体操アドバイザー派遣回数と受講者数】

区 分	実 績		見 込	計 画			
	平成27年度	平成28年度		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
派遣回数	—	32回	25回	25回	25回	25回	25回
受講者数(のべ)	—	852人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人

基本施策 4	個別施策(2) 地域の主体的な介護予防活動の支援
	ア 地域住民グループの支援
	イ 介護予防体操リーダーの養成
	ウ 地域型介護予防体操教室
	エ 通いの場の運営支援 【新規】
	オ 介護支援ボランティアポイント事業 【再掲】
	カ くらしのサポーター養成事業 【再掲】

取組の内容

ア 地域住民グループの支援

地域において介護予防に主体的に取り組んでいる住民グループが、効果的に介護予防活動を行えるよう、助言・指導を行うとともに、介護予防体操リーダーやボランティアの紹介・派遣などの支援を行います。

イ 介護予防体操リーダーの養成

簡単で気軽に楽しめる「はこだて賛歌de若返り体操」など介護予防体操の指導や地域での介護予防活動の運営に参画が期待できる介護予防体操リーダーを養成し、地域における介護予防の取組を推進します。

ウ 地域型介護予防体操教室

地域の身近な場所で、身体機能に応じたコース別プログラムによる体操教室のほか、地域ボランティアと連携して体操の実践やレクリエーション等を行う体操教室を実施します。

エ 通いの場の運営支援 **【新規】**

高齢者等を対象とした体操とレクリエーション等を継続的に行う、住民主体の通いの場の立ち上げや運営に関する支援をすることにより、地域における介護予防活動の拡大と高齢者の社会参加の促進を図ります。

オ 介護支援ボランティアポイント事業 **【再掲 46ページ】**

高齢者が介護施設等においてボランティア活動を行い、その実績に応じて付与されたポイントを換金する体制を構築することにより、高齢者の社会参加や地域貢献を積極的に奨励・支援し、高齢者の介護予防の推進を図ります。

また、地域の支え合いを広げていくため、ボランティアの活動内容や活動場所等の拡充について検討します。

取組の内容

カ 暮らしのサポーター養成事業【再掲 46ページ】

住民が主体となつて行う生活支援や介護予防の活動等に携わるボランティア(暮らしのサポーター)を養成する研修を実施するほか、サポーターが円滑に活動することができるよう、活動先の紹介や情報提供、助言などの支援をすることにより、地域における支え合いを推進します。

【暮らしのサポーター養成事業実施状況】

区 分	実 績		見 込	計 画			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
実施回数	—	2回	3回	3回	3回	3回	3回
修了者	—	63人	99人	120人	120人	120人	120人

基本施策

個別施策(3) 地域リハビリテーションの推進

4

ア 地域リハビリテーション活動支援事業【新規】

取組の内容

ア 地域リハビリテーション活動支援事業【新規】

リハビリテーションの専門職(理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士)が高齢者の有する能力を評価し, 改善の可能性を助言するなど, 地域における介護予防・自立支援の取組の機能強化を図るため, 以下の事業を行います。

- (ア) 地域住民への介護予防に関する技術的助言
- (イ) 介護職員等(介護サービス事業所に従事する方を含む)への介護予防に関する技術的助言
- (ウ) 地域ケア会議やサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援

基本施策 4	個別施策(4) 高齢期の健康づくり・疾病予防の推進
	ア 心身の健康の増進
	イ 感染症の予防

取組の内容

ア 心身の健康の増進

高齢者が健康でいきいきと豊かに暮らしていくためには、認知症や寝たきりの要介護状態になることなく、自立して生活できる期間(健康寿命)の延伸を図っていく必要があることから、市民一人ひとりのライフステージと心身の状態に応じた健康づくりを推進します。

(ア) 生活習慣病の予防

健康診査のほか、がん検診、骨粗しょう症検診、健康教育、健康相談等を実施し、疾患の早期発見、食事や運動などの生活習慣の改善に関する保健指導、健康管理に関する正しい知識の普及を図ります。

a 健康教育の実施

成人および高齢者を対象に、生活習慣病予防や健康づくり等に関する正しい知識の普及を図るため健康教育を実施します。

b 健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導および助言を行い、家庭における健康管理を支援します。

c 訪問指導の実施

家庭において療養するうえで保健指導が必要な方に対し、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図るため、保健師が訪問して本人およびその家族に対し必要な保健指導を実施します。

(イ) 健康づくり事業の実施

健康づくりは、市民一人ひとりが自分の健康は自分で守るという自覚と認識のもとに実践することが基本であり、市は健康づくりのための三本柱「栄養・運動・休養」のほか、禁煙、適正飲酒などの普及啓発を図り、市民の健康づくりの協力支援を行います。

取組の内容

a ヘルスメイト(食生活改善推進員)の育成

地域住民に対する食育の推進や健康づくりの担い手として、食生活を通じた健康づくりのボランティア活動を行うヘルスマイト(食生活改善推進員)を育成します。

【ヘルスマイト(食生活改善推進員)の育成状況】

区分	実績		見込
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
養成講座修了者数	7人	15人	20人

b 歯科健診の実施

口腔保健センターにおいて歯科保健事業を実施します。

【口腔保健センターの利用状況(60歳以上)】

項目	実績		見込
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	157人	140人	135人

c 健康増進センターの運営

生活習慣病を未然に防ぎ、認知症や寝たきりにならないで生活できる健康寿命を延ばすため、市民が手軽に安心して健康づくりのための運動を実践できる健康増進センターを運営します。

【健康増進センターの利用状況(65歳以上)】

区分	実績		見込
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	15,858人	16,658人	16,020人

イ 感染症の予防

高齢者の感染症の発症や重症化を予防するために、予防接種法に基づく各種の定期予防接種の費用を助成します。

【予防接種の実施状況(高齢者)】

区分	実績		見込
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
インフルエンザ予防接種者数	43,184人	44,529人	44,473人
肺炎球菌感染症予防接種者数	6,600人	7,067人	7,118人

基本施策5 主体的な社会参加の促進

施策の目標 ・高齢者が地域社会に主体的に参加できる環境を整えます

個別施策

- (1) 支え合い活動への参加支援
- (2) 生涯学習・スポーツ活動の推進
- (3) 就業機会の拡大

〔 成果指標 〕

指標		目標値	現状値
指標9	会・グループ（町会，趣味のサークル等）への参加割合	51.9%超 [平成31年]	51.9% [平成28年]

< 主な取組 >

基本施策 5	個別施策(1) 支え合い活動への参加支援
	ア 介護支援ボランティアポイント事業 【再掲】
	イ 暮らしのサポーター養成事業 【再掲】
	ウ 生活支援体制整備事業 【再掲】

取組の内容

ア 介護支援ボランティアポイント事業 【再掲 46ページ】

高齢者が介護施設等においてボランティア活動を行い，その実績に応じて付与されたポイントを換金する体制を構築することにより，高齢者の社会参加や地域貢献を積極的に奨励・支援し，高齢者の介護予防の推進を図ります。

また，地域の支え合いを広げていくため，ボランティアの活動内容や活動場所等の拡充について検討します。

イ 暮らしのサポーター養成事業 【再掲 46ページ】

住民が主体となって行う生活支援や介護予防の活動等に携わるボランティア(暮らしのサポーター)を養成する研修を実施するほか，サポーターが円滑に活動することができるよう，活動先の紹介や情報提供，助言などの支援をすることにより，地域における支え合いを推進します。

取組の内容

ウ 生活支援体制整備事業 【再掲 46ページ】

市全域(第1層)および日常生活圏域(第2層)単位に配置する生活支援コーディネーターならびに設置する協議体において、住民の社会参加や地域に応じた支え合いの仕組みづくり等を推進し、高齢者が安心して在宅生活を継続できる地域の実現をめざします。

(ア) 生活支援コーディネーター

社会参加を通じた地域の支え合いや介護予防に関する普及・啓発、生活支援・介護予防サービスに関する情報の把握、地域に不足するサービスの開発等の役割を担います。

(イ) 協議体

生活支援コーディネーターや社会福祉協議会、地縁団体、民間事業者等、地域における多様な主体間の情報共有や地域に応じた支え合いの仕組みづくりの検討の場としての役割を担います。

基本施策 5	個別施策(2) 生涯学習・スポーツ活動の推進	
	ア	社会参加の促進
	イ	生涯学習の充実・促進
	ウ	スポーツ活動の推進

取組の内容

ア 社会参加の促進

高齢者が地域社会の主要な構成員であることを自覚し、自らの経験や能力を生かして活動することは、生きがいづくりの一つの手段でもあり、活力ある地域社会を築く上でも重要であることから、生きがい活動の支援に努めるとともに、交流の機会や場の整備・充実を一層促進するなど、高齢者の社会参加の拡大を図ります。

(ア) 老人クラブに対する支援

老人クラブでは、高齢者の知識および経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を行っており、各老人クラブに運営費補助金を交付するとともに、老人クラブに対する指導事業や高齢者の社会活動を促進するための事業を実施している老人クラブ連合会に運営費補助金を交付します。

取組の内容

【老人クラブの加入状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
クラブ数	116	114	113
会員数	6,577 人	6,212 人	5,879 人
60 歳以上加入率	6.1%	5.8%	5.4%

(イ) 高齢者交通料金助成事業の実施

70歳以上の高齢者を対象に、市電・函館バス共通の専用乗車カードを半額で購入できる高齢者交通料金助成券を交付していますが、平成30年度からはICカードシステムに対応した新たな交通料金助成事業を実施します。

【高齢者交通料金助成券の交付状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
交付人数	36,665 人	37,251 人	38,229 人

(ウ) 老人福祉センター

老人福祉センターは、地域の高齢者が集い、交流を深め教養の向上を図るとともに健康などの相談に応じる施設として市内4か所に設置しており、高齢者の閉じこもりの防止、生きがいづくりや地域におけるふれあいの場として活用されていますが、美原老人福祉センターは老朽化が進んでいることから、平成32年度に亀田地区統合施設内への移転を予定しています。

【老人福祉センターの利用者数】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
湯川老人福祉センター (問合せ先 電話 57-6061)	68,661 人	66,935 人	65,600 人
谷地頭老人福祉センター (問合せ先 電話 22-0264)	86,072 人	86,077 人	87,000 人
美原老人福祉センター (問合せ先 電話 43-5666)	54,729 人	50,954 人	49,500 人
総合福祉センター内老人福祉センター (問合せ先 電話 22-6262)	56,970 人	53,469 人	52,100 人

取組の内容

(エ) ふらっとDaimon(高齢者等交流スペース)

函館駅前地区に高齢者などの交流や憩いの場の提供、福祉ボランティア活動の支援、福祉ショップや高齢者への生涯学習の場を設けることで、誰もが気軽に訪れることができ、居心地の良い空間を提供することにより、地域福祉を推進するとともに、中心市街地の賑わいを創出します。

【ふらっとDaimonの利用者数】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
一般利用	—	11,328 人	31,002 人
各種講座	—	1,399 人	8,378 人
高齢者対象大学	—	2,152 人	7,682 人
イベント等	—	1,565 人	3,136 人
合計	—	16,444 人	50,198 人

イ 生涯学習の充実・促進

高齢者を含めた全ての人々が、生涯にわたって学習活動を行うことができるよう、多様な学習機会の提供に努めます。

(ア) 地域における学習環境の整備

図書館や公民館、小中学校等において、各種講座・教室の開催などをはじめとする学習事業を行います。

(イ) まなびっと広場の実施

学習活動を単位認定するシステムである「まなびっと広場」を実施します。

トピックス

〔ふらっと Daimon〕

- ・場 所 棒二森屋 アネックス 6 階
- ・営業時間 10 時～17 時
- ・定 休 日 月曜日、12 月 29 日～1 月 3 日
- ・問合せ先 ☎ 26-1188



健康体操教室の様子

取組の内容

(ウ) 高齢者対象大学等の開講

高齢者が楽しみながら知識や教養を身につけ、仲間づくりを通して生きがいのある生活を実現し、豊富な社会経験・人生経験を地域社会に生かすための学習の場を提供します。

【高齢者対象大学等の受講者数】

区 分		実 績		見 込
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
函館市 高齢者 大学※	青柳校	250 人	248 人	224 人
	湯川校	254 人	250 人	250 人
	大門校	—	125 人	232 人
函館市亀田老人大学※		350 人	310 人	305 人
戸井地区ふれあい学園(のべ) (問合せ先 電話 82-3150)		232 人	171 人	170 人
恵山ふれあいきいき大学(のべ) (問合せ先 電話 85-2222)		296 人	183 人	210 人
高齢者ふれあいきいき学級 (楸法華)(のべ) (問合せ先 電話 86-2451)		52 人	37 人	40 人
南茅部沿岸漁業大学高齢者専科※ (のべ)		40 人	34 人	35 人

※函館市高齢者大学・函館市亀田老人大学
(問合せ先 電話21-3445(函館市教育委員会生涯学習部生涯学習文化課内))
南茅部沿岸漁業大学高齢者専科
(問合せ先 電話25-3789(函館市教育委員会生涯学習部南茅部教育事務所内))

ウ スポーツ活動の推進

「スポーツ健康都市宣言」の理念を踏まえ、市民誰もが生涯にわたってスポーツや健康づくりに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現をめざし、スポーツ活動の機会の提供に努めます。

(ア) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援

スポーツを通じて地域住民の健康増進と交流を進める総合型地域スポーツクラブの育成・支援を行います。

(イ) スポーツ大会、レクリエーションの開催

世代を超えて多くの市民が参加できるスポーツ大会、レクリエーションの開催を推進します。

基本施策 5	個別施策(3) 就業機会の拡大	
	ア	高年齢者の雇用の確保と促進
	イ	シルバー人材センターへの支援
	ウ	就業支援の実施等

取組の内容

高齢者の就業の機会を広げることは、経済的な面ばかりではなく、生きがいづくりや健康保持の面から重要であることから、高年齢者※が健康で意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができるよう、高年齢者の雇用確保や就業機会の拡大を図ります。

ア 高年齢者の雇用の確保と促進

高年齢者雇用確保措置として、65歳までの定年年齢の引き上げ、希望者全員を対象とする65歳までの継続雇用制度の導入、定年制の廃止のいずれかの実施について、市内企業への周知に努めるとともに、企業が高年齢者の経験や技術を生かすことができるよう、高年齢者の雇用を促進する奨励金や助成金などの制度についてもホームページ等で周知します。

イ シルバー人材センターへの支援

高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進をめざし、家事援助・介助サービスをはじめ、草刈り、塗装など幅広い分野のサービスを提供している公益社団法人函館市シルバー人材センター(問合せ先 電話26-3555)に対する支援を継続します。

【シルバー人材センターの事業実施状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
会員数	996 人	919 人	1,150 人
就業延日人員	109,307 人	102,808 人	124,200 人
受注件数	9,424 件	8,589 件	11,000 件
受注額	322,775 千円	294,220 千円	318,000 千円

ウ 就業支援の実施等

就業支援施設であるジョブサロン函館(テーオーデパート内:問合せ先 電話31-6060)において、高齢者のスキルや経験、適性を見極め、再就職を促進するためのカウンセリングや就職セミナー等を実施します。

※高年齢者:55歳以上の者(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律)

基本施策6 暮らしやすいまちづくりの推進

施策の目標 ・高齢者が地域でいきいきと暮らせる生活環境の整備を進めます

個別施策

- (1) 市民協働の推進
- (2) 安心・安全な生活の確保
- (3) 福祉のまちづくりの推進
- (4) 高齢者向け住まいの充実

< 主な取組 >

基本施策 6	個別施策(1) 市民協働の推進
	ア 市民活動への支援
	イ 町会活動への支援

取組の内容

誰もがいきいきと自分らしく暮らすことができる地域社会の実現をめざし、市民や団体、行政といったあらゆる主体が互いに連携し、協働でまちづくりを進めるため、市民活動や町会活動への支援など、市民協働を推進します。

ア 市民活動への支援

市民や団体等が自ら主体的にまちづくりに取り組むことができる環境を整備するため、情報提供や各種相談、活動場所の提供など、市民主体のまちづくり活動を支援します。

【函館市地域交流まちづくりセンター(問合せ先 電話22-9700)入館者数の推移】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
入館者数	123,490 人	122,834 人	122,800 人

イ 町会活動への支援

町会活動に係る経費の支援や、活動拠点となる会館の建設、備品・設備整備等に対する助成を行います。

基本施策 6	個別施策(2) 安心・安全な生活の確保
	ア 交通安全対策の強化
	イ 消費者・防犯意識の啓発
	ウ 防火・防災対策の強化

取組の内容

ア 交通安全対策の強化

高齢者の交通事故を抑制するため、交通ルール等の習得はもとより、高齢者自身に加齢に伴う身体機能の低下による交通行動への影響を理解してもらえるよう、交通安全教室の開催などの取組を進めます。

(ア) 交通安全教室の開催

関係団体等と連携して高齢者の交通安全教室等を開催し、事故の実態に応じた具体的な指導を行います。

(イ) 夜光反射材の普及促進

交通事故防止のための夜光反射材について、交通安全教室等を通じ、その効果・必要性を周知するとともに、普及促進に努めます。

イ 消費者・防犯意識の啓発

高齢者が強引な訪問販売、訪問買取、振り込め詐欺などによるトラブルに巻き込まれるケースが増えており、特にひとり暮らしの高齢者には、注意を促す情報を伝えることが必要となっていることから、関係機関と連携し、意識の啓発に努めます。

(ア) 救済制度の周知・啓発

トラブルの事例の紹介など、消費者被害の未然防止のための情報提供やクーリングオフ制度などの救済制度の周知・啓発を図ります。

(イ) 相談窓口

函館市消費生活センター(問合せ先 電話26-4646)や函館市市民部くらし安心課での相談を受け付けます。

取組の内容

ウ 防火・防災対策の強化

災害の発生を未然に防止し、災害による被害を最小限に止めるためには、公的機関による防災活動のみならず自主的な防災活動が重要な役割を果たすことから、自主防災組織への支援に努めるとともに、災害時には、高齢者など要配慮者が大きな被害を受けやすいことを踏まえ、避難支援対策を進めます。

(ア) 防火訪問の実施

消防職員・団員による一般家庭への防火訪問の際に、住宅用火災警報器の設置推進や適切な維持管理の周知を行うほか、日常の火気取扱いに対する安全確保などを行います。

(イ) 自主防災組織に対する支援

町会単位で設立される自主防災組織を育成するため、情報提供、訓練の協力、研修の実施、防災資機材貸与などの支援を行います。

また、防災総合訓練や出前講座、自主防災リーダー養成研修など、訓練や研修会を通じ、地域住民の防災意識の啓発と知識の向上に努めるほか、平成28年度に発足した函館市自主防災組織ネットワーク協議会の連携により、組織間の情報共有や合同避難訓練などを実施し、地域防災力の強化を進めます。

(ウ) 避難行動要支援者に対する支援

函館市避難行動要支援者支援計画に基づき、避難支援が必要となる方を把握するため、避難行動要支援者の名簿の作成・更新を行い、地域で協力・連携して支援します。

基本施策 6	個別施策(3) 福祉のまちづくりの推進
	ア 道路の整備
	イ 公園・緑地等の施設整備
	ウ 公共交通の利便性の向上

取組の内容

高齢歩行者等の安全を確保するための道路環境の整備，誰もが安心して利用できる都市公園の整備や利便性の高い公共交通の構築を進めます。

ア 道路の整備

高齢者・障がい者が数多く通行している公共施設周辺における歩道の段差や勾配の解消，視覚障害者誘導用点字ブロックを設置し，歩道のバリアフリー化を進めます。

また，滑り止め対策として，通行の円滑化と冬期間における歩行者の安全確保を図るため，横断歩道内での凍結抑制舗装を行います。

イ 公園・緑地等の施設整備

地域住民に，スポーツ・レクリエーション，健康づくり，地域コミュニティの活動の場として，良好な緑のオープンスペースを提供するため，公園・緑地等の施設整備を進めます。

また，高齢者の健康志向に対応するため，健康器具を設置し，高齢者の利用促進を図ります。

ウ 公共交通の利便性の向上

買い物や通院などの市民生活に欠くことができない公共交通について，将来にわたって持続可能な公共交通網を構築するため，効率的で分かりやすいバス路線網への再編を進めます。

また，高齢利用者の利便性，安全性の向上を図るため，超低床ノンステップバスや低床電車の導入を促進します。

基本施策 6	個別施策(4) 高齢者向け住まいの充実	
	ア	高齢者福祉施設への入所・入居
	イ	高齢者向け住宅の供給確保
	ウ	住宅改修等への支援

取組の内容

ア 高齢者福祉施設への入所・入居

ひとり暮らしなど在宅での生活に不安のある方を対象とした介護保険施設以外の老人福祉施設等については、地域的な配置や既存の社会福祉施設などの社会資源の状況、さらには入所(入居)希望の動向等を考慮しながら、良質なサービスの提供を図ります。

(ア) 養護老人ホーム

介護の必要性は低いものの、家庭環境上の理由や経済的理由により在宅において生活することが困難な方に対して、市の措置により養護老人ホームへの入所を進めます。

なお、入所後に要介護度が重くなるなど、介護の必要性が高くなった場合には、介護保険制度による特定施設入居者生活介護のサービスを施設内で受けることができます。

【養護老人ホームの整備状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末
施設数	2 か所	2 か所	2 か所
入所定員	270 人	270 人	270 人

(イ) 軽費老人ホーム(ケアハウス)

家庭環境や住宅事情に加え、身体的な理由から在宅において独立して生活することに不安のある方について、ケアハウスへの入所を進めますが、施設の運営費に対する財政負担等も勘案し、計画期間中の整備は行いません。

また、ケアハウスの新規の特定施設入居者生活介護の指定については、法人の意向がなかったことから、行わないこととします。

【軽費老人ホーム(ケアハウス)の整備状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末
施設数	5 か所	5 か所	5 か所
入所定員	205 人	205 人	205 人

取組の内容

(ウ) 生活支援ハウス

自立または要支援と判定され、在宅での生活に不安のある高齢者に対し、介護支援機能、居住機能および交流機能を備えたサービスを総合的に提供する生活支援ハウスへの入居を市の決定により進めます。

【生活支援ハウスの整備状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末
施設数	3 か所	2 か所	2 か所
入所定員	38 人	21 人	21 人

(エ) 有料老人ホーム

入居サービスおよび介護や生活支援等のサービスを提供する高齢者向けの居住施設である有料老人ホームについては、適切なサービス提供が行われるよう指導助言します。また、未届けの施設があることから、設置者に対し届出を行うよう指導します。

【有料老人ホームの整備状況】

区 分	実 績		
	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年 9 月末
施設数	53 か所	61 か所	64 か所
入所定員	1,953 人	2,313 人	2,311 人

イ 高齢者向け住宅の供給確保

今後の高齢化のさらなる進行に伴い、高齢者の単身または夫婦のみの世帯の増加が予想されており、高齢者が在宅で安心して暮らせる住宅が求められていることから、高齢者が在宅で自立した生活が営めるよう、多様な居住支援サービスが付加された住宅が確保できる取組などを進めます。

(ア) サービス付き高齢者向け住宅の登録情報の公開

居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の整備に加え、安否確認や生活相談サービスの提供により、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた住まいであるサービス付き高齢者向け住宅について、制度に基づき登録された住宅に関する情報をインターネットや窓口等で公開します。

【サービス付き高齢者向け住宅の登録状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末
住宅数	39 件	39 件	41 件
戸 数	1,200 戸	1,210 戸	1,266 戸

取組の内容

(イ) 市営住宅への優先入居

住宅市場において、負担能力に見合った家賃の住宅の確保が困難な高齢者の入居機会を拡大するため、市営住宅において、福祉サービスと連携したシルバーハウジングを花園団地において継続して供給するほか、既存住宅の単身あるいは二人世帯向け住戸などを特定目的住宅として指定し、高齢者が優先して入居することができる住宅の供給に努めます。

【特定目的住宅の指定状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末
戸 数	1,479 戸	1,479 戸	1,479 戸

ウ 住宅改修等への支援

高齢者の身体の状況に応じた、きめ細かな住宅の改修方法などについて、安心して相談できる体制の充実に努めるとともに、トイレや浴室などの改修に必要な費用の一部を助成します。

(ア) 相談窓口の設置

住宅改修の相談窓口として、一般財団法人函館市住宅都市施設公社(問合せ先電話40-3607)が住まいに関する様々な相談に対し、アドバイスをを行います。

(イ) 既存住宅のバリアフリー化の促進

住宅のバリアフリー化の各補助制度について、制度の周知に努め、利用を促進します。

a 函館市住宅リフォーム補助制度(バリアフリー改修工事など)

対象者：市内に自らが所有し、居住する住宅を改修する方、

市内に所有している住宅を改修して居住する方

補助額：市が定めた基準額の20%以内、上限20万円

【函館市住宅リフォーム補助件数】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
補助件数	49 件	62 件	68 件
うちバリアフリー改修補助件数	44 件	52 件	59 件

取組の内容

b 函館市いきいき住まいリフォーム助成事業

対象者：所得税非課税世帯に属する身体機能の低下した高齢者，
重度の身体障がい者

助成額：改造工事に要する費用の2/3，上限50万円

【函館市いきいき住まいリフォーム助成件数】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
助成件数	4 件	1 件	5 件

c 介護保険サービスの住宅改修

対象者：在宅の要支援，要介護者

支給額：改造工事に要する費用の9/10(8/10)，上限20万円

【介護保険サービスの住宅改修支給件数】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
支給件数	1,279 件	1,104 件	1,212 件

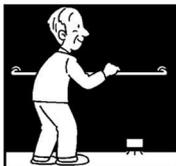
トピックス

〔介護保険サービスの住宅改修〕

対 象 工 事

① 手すりの取り付け

廊下・トイレ・浴室・玄関などに転倒防止や，移動補助のための手すりの取り付け



② 床段差の解消

居室・廊下・トイレ・浴室玄関などの各部屋の段差を解消するための改修（スロープの設置，床のかさ上げ，敷居の撤去等）



③ 床材の変更

滑り防止や，移動を円滑にするため，居室を畳敷きから板張りやビニール系床材等への変更。浴室の床材を滑りにくいものへ変更等



④ 扉の取り替え

開き戸を引き戸や折り戸，アコーディオンカーテンなどへの取り替え（ドアノブの変更や戸車の交換も含む）



⑤ 便器の取り替え

和式便器から洋式便器への取り替え（水洗化工事は対象外）また，洋式便器であっても本人の身体状況により，既存の便器の利用が困難な場合の改修



※ 対象となる工事には，これらに付帯するものも含まれる場合があります。

<問合せ先>
函館市保健福祉部介護保険課 ☎ 21-3024